

令和４年12月１日（木曜日）から令和５年１月５日（木曜日）までの間、ご意見（パブリックコメント）を募集した結果、次のとおり意見の提出がありました。

- ・提出者数 4人
- ・意見の総数 20件

提出されたご意見と、ご意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。

該当項目	頁	ご意見等の内容	市の考え方
第２章 施設分類ごとの配置方針 Ⅲ スポーツ・レクリエーション系施設	―	支出と収入が余にもかけ離れている。受益者負担を原則に使用料を上げるか、不可能な場合は廃止すべき。この様なケースが多く、民間の進出を阻害し活性化が出来ない。裕福な年金生活者を更に税金で優遇すべきでない。（例 美和農林業者トレーニングセンター、卓球）	施設使用料等については、合併以来、抜本的かつ統一的な見直しを行っていません。今後は、行政の役割と施設利用者の負担の在り方を明確にしつつ、施設使用料等で賄うべき維持管理費や施設の規模、施設の特性などを踏まえて使用料等の在り方を検討し、受益者負担の適正化を図ることとしています。
第２章 施設分類ごとの配置方針 Ⅷ 医療施設	234	（美和病院について）移転、建替え 12億円、年間維持費 19百万円とありますが、旧建屋の解体は次世代へ先送りせず移転後即実行すべきである。	いただいた御意見につきましては、今後の計画の推進において参考とさせていただきます。
第２章 施設分類ごとの配置方針 ⅩⅢ 遊休資産	396	（北中山小学校について）平成12年廃校後22年経過し内部は床がぬけ、ごみ屋敷相当になり解体は切実な課題です。何年残しても萩明倫学舎(国宝)にはならない。 当時 一部の者が住民を扇動した保存要求と、行政側の都合（解体撤去予算確保努力不要）で残っており、遊休資産と表現されている。間違いなく不良資産で民間では『負債』と呼ばれ企業価値を下げている。土地の転売、賃貸借は建物があり不可能である。併設の交流館と合わせ地域住民が草刈りを3回/年ボランティアで行っているが、運動場・校舎裏の畑もあり広大だが、自分を含め老人達は何の不満も感じず下向きに草を刈っている。	本計画に定める各施設の方向性を実施していくことで、多くの遊休・未利用資産の発生が見込まれます。 これらの資産の全体像を整理し、利用可能性のある施設については、財産の利活用に関する計画を策定するとともに、利活用の見込みのない施設については、売却や除却等を検討することとしています。
計画推進に向けた取組に対する意見	―	収支や維持が困難ということは解りますが、統廃合後の避難所機能は確保・維持できるのか、が気になります。 これほど何年にも渡って「南海トラフが」と言われ続けている中で、いざという時、全ての市民に十分な支援・安全確保が出来るのか。出来ない場合はどのような優先順位になるのか。不安に思います。	公共施設の再編・再配置による指定避難所や地域の防災拠点の見直しについては、地域防災計画の見直しの中で取り組んでまいります。
計画推進に向けた取組に対する意見	―	福祉会館の建替えについて 特に中央図書館麻里布分室を中心として 今回の計画では福祉会館についてはこれから検討されるように示されていますが、関心のある場所なので意見を伝えたいと思いました。 近くに、にぎわい施設ができ、図書館を軸とした構想が実現しつつあるかと思います。 にぎわい施設は駅のすぐそばで、１，２階が商業施設ということもあり、今までの図書館とは違った文化施設になることと思います。 今まで私も利用してきた麻里布分室は、駐車場の問題がかなり深刻でしたが、それでも図書館司書の方のご尽力のおかげで、安心して文化的な暮らしを享受できる大切な市民区間です。 特に感じたのが、 ・子どもだけでも安心して行ける。	公共施設の適正配置を進めていく中で、施設の配置や数量を適正な状態にしていくとともに、他施設との複合化や現在の施設が持つ機能を他の施設に移転・継続するなど、現在の施設の中で行っている「サービス（機能）」が低下しないよう、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことも必要と考えています。 施設の使用に係る料金については、今後、行政の役割と施設利用者の負担の在り方を明確にしつつ、施設の使用料等で賄うべき維持管理費や施設の規模、施設の特性などを踏まえて使用料等の在り方を検討し、受益者負担の適正化を図ることとしています。

該当項目	頁	ご意見等の内容	市の考え方
		・お年寄りの方も時間を気にせず過ごせる。 ・専門の司書さんが配置され、利用者のことを考えた図書館運営がされている。 ・中央図書館は蔵書も多いが遠く、生活圏の近くにあるということはとても重要 これから改善が要望されるのは ・駐車場の確保仕手柄、たくさんの本をお願いすることが多いのですが、裏手にある駐車場は有料なうえに、キャストを転がして本を運ぶのは現実的ではない作りです。 路上駐車はよくないとは思いますが、実際にはそうせざるを得ない状況です。 建替えがそのままのところなのかまだ不明ですが、車からの動線を考えた駐車場のつくりを考えていただきたいと思います。 仮に、麻里布地区のどこかへ福祉会館が移転建替えとなっても、麻里布分室は残していただきたいと思います。 麻里布や東地区には公民館がありません。 文化会館やシンフォニアなどは利用料も高いので、市民の特別な日の発表の場所、イベントの場としては良いかもしれませんが、日常的な文化活動を支援する場としては利用しにくいというのが実感です。 人口比からしても、他の地区に比べて多い人口を抱える地区ですので、にぎわい施設ができて、安心して使える図書館や日常的に無料に近い形で使える公民館施設が望まれます。 にぎわい施設は商業施設の3～4階でもあり、子どもだけで行くには気がかりなところもあります。現在のように、お金を持たない子どもだけでも気軽に行けるというだけでなく、格差社会ともいわれる今日、無料で文化が享受できることは、生きる糧にもつながります。高齢化が進む岩国市にあって、年金生活者にも優しい文化施設はぜひ確保してほしいと思います。	
岩国市公共施設個別施設計画の策定に当たって	ー	「策定に当たっては、個々の施設の評価・分析を行い、広く市民の皆様からの御意見等をいただくため、パブリックコメントに加え、市民の皆様と直接対話する住民意見交換会を市内8か所で延べ14回にわたって開催し、多くの御意見をいただきました。」 この文章は次の2点で適切ではありません。一つは、計画案策定中の住民意見交換会の開催時期と計画案策定後のパブリックコメント募集時期が逆転していることです。 もう一つは、この文章が「広く市民の皆様からの御意見等をいただくため、（中略）、多くの御意見をいただきました。」ということになるからです。 ここは、「策定に当たっては、個々の施設の評価・分析を行う一方で、広く市民等の皆様と直接対話する住民意見交換会を市内8か所で延べ14回にわたって開催し、多くの御意見等をいただきました。加えて、本計画案策定後には市民等に対してパブリックコメントの募集を実施し、貴重なご意見をいただきました。」とするべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、「（略）を行う一方で、広く市民等の皆様と直接対話する住民意見交換会を市内8か所で延べ14回にわたって開催し、多くの御意見等をいただきました。加えて、市民等に対してパブリックコメントの募集を実施し、貴重な御意見をいただきました。」と修正します。
岩国市公共施設個別施設計画の策定に当たって	ー	貴課は、この計画案のパブリックコメントを募集するに当たり、岩国市パブリックコメント（市民提言）制度実施要綱第4条第2項の「（3）ア当該計画等に関する根拠法令又は関連する構想、計画その他これらに類するもの」として「岩国市公共施設等総合管理計画」に加え、「岩国市公共施設等アクションプラン」や「令和3年度岩国市公共施設	ご指摘の「岩国市公共施設等総合管理計画」「岩国市公共施設等アクションプラン」「令和3年度岩国市公共施設白書」「『岩国市公共施設個別施設計画』策定に向けた住民意見交換会開催報告」については、市ホームページ等において公開しています。 また、当時「岩国市公共施設等アクションプラン」で示された再編・再配置の方向性

該当項目	頁	ご意見等の内容	市の考え方
		白書」また「ウその他参考となる資料」として「『岩国市公共施設個別施設計画』策定に向けた住民意見交換会開催報告」を市民等の理解を促進するために提示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。 また本来、「岩国市公共施設等アクションプラン」はパブリックコメントの対象になるものと考えますが、違うでしょうか。このプランをパブリックコメントの対象にできなかった根拠を明示してください。	（取組方策）や取組スケジュールは、これらを実行する際に、利用者や地域の方々の意見を聴きながら各個別に決定するものと位置付けていたことから、その策定においては広く意見を聴くことを要しないと判断したものです。
第1章 個別施設計画について 1 計画の目的	1	「本計画に記載する個別の施設の方向性については、地域の方々と地域の実情や特性等を含め、十分な協議を行い、合意形成を図りながら進めます。」とありますが、この地域の概念はどのようなものでしょうか。個別の公共施設は、それぞれが受け持つ地域の拡がりに対応して整備されているので、市を旧市町村単位で住民意見交換会を開催しても、小学校区・中学校区単位や自治会単位の施設については十分な意見交換はできていないと考えます。 「本計画に記載する個別の施設の方向性については、地域の方々と地域の実情や特性等を含め、十分な協議を行い、合意形成を図りながら進めます。」をしっかりと守ってください。	施設の適正配置に当たっては、それぞれの公共施設がどのような利用圏域に応じた施設であるかに留意しつつ、原則として小学校区を基本単位とした、地域別の公共施設再編のための行動計画を、当該地域の方々と協議し、合意形成を図りながら策定することとしています。
第1章 個別施設計画について 5 公共施設適正配置及び再編における基本的な考え方	7	「総合管理計画では、『計画期間内に公共施設（建物）の延床面積を20％縮減する』としていることから、本計画に基づく全ての施設の点検・評価結果などを通じた公共施設の再編の取組により、本計画期間における削減目標を総合管理計画と同様に20％とします。」 総合管理計画において計画期間内に公共施設（建物）の延べ床面積を20％縮減するという根拠を、この計画においても説明してください。	ご指摘を踏まえ、「将来不足額の割合22.1%、総人口減少率32.6%、生産年齢人口減少率41.3%を踏まえ、公共施設（建物）の総延床面積を今後40年間で30%、今後20年間で20%縮減としていることから、本計画に基づく全ての施設の点検・評価結果などを通じた公共施設の再編の取組により、本計画期間における削減目標を総合管理計画と同様に20％とします。」と説明を追加します。
第2章 施設分類ごとの配置方針 Ⅲ 市民文化系施設	39	7行目の「市民力・地域力」はどのような概念ですか。市民は、企業も含む場合もありますが、ここではどうですか。	市では、「市民力・地域力」として、地域を構成する市民、自治会などのコミュニティ組織、NPO法人その他の民間団体や企業などを想定し、地域課題や将来像などを共有しながら地域課題の解決に努めることとしています。
第2章 施設分類ごとの配置方針 Ⅲ 市民文化系施設	39	11行目の「こうした地域課題を解決する」という“地域課題”は、8行目の「市民・地域が協働で様々な課題を解決し」を受けていると捉えていますが、その後の「取組（「地域経営の仕組み」）が重要な課題となっています。」という文言をここに入れることは、後の文脈からして適切ではありません。 この文言は、〔管理運営〕の冒頭に入れるべきです。 具体的に記述すれば、8～9行目は、「（前略）よりきめ細かな対応が求められることから、市民力・地域力を生かし、市民・地域と行政が密に協働して様々な課題を解決していくことが必要となっています。」 〔管理運営〕の冒頭は、「様々な地域課題を解決していくには、市民・地域と行政が協働して取り組むための仕組み、つまり地域経営の仕組みの構築が重要となります。」を入れることになります。	【管理運営】の冒頭について、「地域経営の仕組みづくりを進めていくに当たって、」を、「市民・地域と行政が協働して課題解決に取り組む地域経営の仕組みづくりを進めていくに当たって、」に改めます。

該当項目	頁	ご意見等の内容	市の考え方
第2章 施設分類ごとの配置方針 III 市民文化系施設	39	・13行目の「市民・地域と行政とのパートナーシップの理念」の“理念”とはどういうものですか。この“理念”という用語は必要ですか。	「市民・地域と行政とのパートナーシップの理念の下」を「市民・地域と行政とは地域課題の解決に向けたパートナーシップであるとの考え方から」に改めます。
第1章 個別施設計画について 4 計画の対象施設	3	・この計画案は、役所内の検討過程での取りまとめであり、つまり縦割り行政の中での取りまとめであって、地域住民本位の立場に立っていません。 ・その典型は、各自治会が使用する集会所、つまりコミュニティ活動の拠点施設の取りまとめです。それは、同じ機能を持ちながらも、「Ⅰ市民文化系施設」の「1集会所施設」「(2)集会所」と「Ⅶその他」の「1普通財産集会所」に分けられています。 ・これでは、市民等にパブリックコメントを求める段階に達していないと考えます。	この計画は、「岩国市公共施設等総合管理計画」に基づくものであることから、施設類型・施設区分は、当該計画に準じて設定していますが、今後策定する地域別公共施設再編行動計画においては、施設類型・施設区分を超えた柔軟な視点で施設の機能を捉え、地域又は小学校区を俯瞰して適正配置に努めることとしています。 また、地域別公共施設再編行動計画の策定に当たっては、地域の方々との協議を行いながら、合意形成に努めてまいります。
第3章 計画推進に向けた取組	401	・「第3章計画推進に向けた取組」の「6 地域別公共施設再編行動計画の策定」がどのようなものになるか分かりませんが、利用圏域（旧自治体区域、小学校区域、自治会区域）別に求められる機能ごとに公共施設の最適化、適正配置を示すべきと考えます。	ご指摘のとおり、公共施設の適正配置を進める上では、利用圏域に応じた施設配置に留意することとしており、地域別公共施設再編行動計画の策定に当たっては、同様の視点を加えて策定を進めてまいります。
計画について	ー	・この計画策定の狙いは何でしょうか。 ・この計画案のいたるところに記述のある、“施設を地域等に譲渡する。譲渡に応じなければ施設を廃止する。”また、“地域に譲渡した施設の修繕費用、改修費用については、市は財政的に支援するが、全額負担はしないので、残りは地域等で賄え。”と受け取れます。そのように理解しますが、間違っていないですか。市民に覚悟を求めているのでしょうか。	人口減少や少子高齢化の進展等が避けられない中、公共施設の整備に充てられる財源は必然的に縮小せざるを得ない状況にあり、現在の施設を将来にわたってそのまま維持していくことは極めて困難となっています。 本計画は、市民の貴重な財産である公共施設を、次代の市民に健全な状態で継承するとともに、市民サービスの維持向上を図るため、約1,100の公共施設の最適化に取り組むために策定するものです。 なお、本計画を推進するに当たりましては、各施設の現状について点検・評価を行い、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な施設などは、原則廃止することとし、市が保有する必要性が低くなった施設のうち、地域に譲受の意向がある施設については、修繕、改修、除却等の費用について必要な支援を行う仕組みを構築し、譲渡を円滑に進めることとしています。
第2章 施設分類ごとの配置方針 「貸室稼働率」の考え方	8～9	・この稼働率の計算は、実態に即していません。 ・知人が夜間、サンライフの体操とヨガ教室に通っていますが、その活動単位は1時間です。例えば、夜間の時間帯を18時～21時までとしますと、利用可能回数は3回になります。午後（12時～18時）の1回の利用時間を2時間としても3回の利用可能回数が生まれます。 ・稼働率の計算は、実態に即して算出すべきです。	稼働率は、様々な利用形態を有する公共施設の稼働率を統一的に算出するための手法として、午前・午後・夜間（夜間の貸室を行っていない施設は、夜間を除く。）の最大利用可能回数を母数として算出することとしています。
第2章 施設分類ごとの配置方針 III スポーツ・レクリエーション系施設	97	・スポーツには、いろいろな効用があります。スポーツは、心身の健康の維持増進のほか、あいさつや礼儀作法、頑張る心、仲間への思いやり、勝敗に対する正しい態度、	スポーツ施設については、スポーツを通じた健康づくりや余暇活動の場の提供以外にも、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力の向上の場といった役割が求められてい

該当項目	頁	ご意見等の内容	市の考え方
		フェアプレイや敢闘精神などの学習・教育機会の提供、世代間・地域間のコミュニケーションの活性化、国際交流・国際理解の促進など様々な効用をもたらすものです。 ・したがって、現状の施設の利用状況のみで評価するのではなく、望ましいスポーツ活動の展開を踏まえて評価してもらいたいと考えます。 ・また、管理運営については、これまでとは異なり、学校運動部活動の地域移行を踏まえて検討すべきです。 ・管理運営について思い切った提案をすれば、学校運動部の地域移行に併せて、小・中学校の運動場や体育館を教育財産から行政財産に所管替えを行い、指定管理者制度を導入してもらいたいと考えます。そのことによって、地域の住民は、より身近なところで使い勝手のよい施設でスポーツを楽しめる環境を取得できることになります。	ることから、その役割を果たしていくことが今後の課題であると考えています。 こうした課題の解決に当たっては、指定管理者制度の導入をはじめとする民間活力の活用は有効なものであると認識していることから、その評価手法について単なる利用状況のみで評価することなく、市が指定管理者に求める水準を明確に示すなど、本市における指定管理者制度の運用方法の見直しについて検討してまいります。
IV産業系施設 3 共同販売所・直売所 4 農林水産系施設	134～142	・これらの〔基本方針〕の機能には、地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているという評価が示されています。スポーツ系施設の健康増進効果等と同様に、産業系施設の地域経済活性化効果等も施設の維持・存続の視点として評価すべきと考えます。	産業系施設については、地域経済の活性化や雇用の創出などに寄与しており、産業振興や農業振興といった観点から、これら施設の機能は、基本的に継続することとしています。 一方において、市内には民間施設を含め、数多くの物販施設が設置されていることから、民間施設を優先とし、公共での物販施設の再編・再配置について検討してまいります。
計画推進に向けた取組に対する意見	ー	・公共施設は、公共の福祉のための施設ですが、これらについては民間で供給することが難しく、民間が事業として成立しにくいため、政府や公共部門が重要な供給主体となっているものです。 ・民間が事業として成立するか否かについては、市場規模、具体的には地域の人口規模や人口密度等によって異なります。 ・このような観点から、民間が行う事業は、旧岩国地域の中心市街地では成立するが、旧町村では成立しないということも考慮に入れて、地域別公共施設再編行動計画を策定していただいたいと考えます。	地域別公共施設再編行動計画は、地域の方々との協議を行いながら策定することとしていますが、地域との協議を行うに当たっては、地域の特性や実情に応じた協議手法を検討するとともに、施設を利用する方のみならず、施設を利用しない方からもバランスよく御意見を伺う手法についても検討してまいります。
計画推進に向けた取組に対する意見	ー	・公園等の遊具や健康機器は、建物ではないので計画の対象外だと思いますが、これらについてもこの計画で考慮すべきだと考えます。 ・昨年、横山地区の吉香公園に複数の健康機器が設置されました。この機器の設置にあたって、横山地区の住民に対して機器設置のニーズや設置場所についてワークショップや意見交換会等の開催はありませんでした。私は、この公園内に健康機器を設置するのであれば、白壁で囲われた横山地区住民の活動エリア、自治会館やゲートボールなどができる広場のある一画が適していると考えていました。しかし、実際の設置場所は観光客の往来の多いところに設置されました。ある時、市の幹部から、市の職員はそれぞれの事業についてしっかり考えないで実施してしまうところがあるという発言を伺いました。 ・この吉香公園の健康機器ですが、私が時折散歩している範囲で見える限り、全くといっていいほど使われていません。	貴重な御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。 なお、本計画では、現有施設の今後の方向性等を示したものであるため、新規の施設整備についての記述はありませんが、本計画の上位計画である「岩国市公共施設等総合管理計画」では、施設の新規整備について、政策的に十分に検証した上で、施設整備を検討するとしております。

該当項目	頁	ご意見等の内容	市の考え方
		・この計画案では、「第3章計画推進に向けた取組」の「6 地域別公共施設再編行動計画の策定」において、既存施設の今後の方向性について、地域住民と協議をしながら今後の方向性を確定したいとしていますが、新規施設の整備にあたっても地域住民との協議をするようにしてもらいたいです。 ・もし、吉香公園の健康機器の設置について、地域住民と協議をしていたら、設置のニーズはなかった可能性もあり、あったとしても地域住民が日頃から活動している場所に設置していただくことになったと思われます。 ・健康機器の設置ニーズがないのに設置をするということは税金の無駄遣いであります。是非、生活圏における公共施設の新設にあたっては、地域住民と協議をすることを義務づけてしていただきたいと考えます。	